

## 三木市吉川地域における施設一体型小中一貫校設置に係る地域協議会設置要綱

### (設置)

第1条 吉川地域における施設一体型小中一貫校(以下「小中一貫校」という。)の設置に関して、学校、保護者及び地域が一体となり、よりよい教育環境の創出のため、小中一貫校設置に係る地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 小中一貫校の基本構想に関する事項
- (2) 小中一貫校の施設設備に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、小中一貫校の設置に関し必要な事項

### (組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が選任する。

- (1) 地域(区長協議会及び市民協議会)の代表者
- (2) 就学前児童の保護者
- (3) 小学生の保護者及び中学生の保護者
- (4) 学校運営協議会の代表者
- (5) 小学校の代表者及び中学校の代表者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本構想の策定日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 地域協議会の庶務は、教育振興部小中一貫教育推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱の施行の日以後の最初に招集される協議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。